

改正内容

- 次に掲げる措置のすべてを講ずる場合又は駐車スペースを共用化する給油空地内で軽油のみを取り扱う場合(※2)には、ディスペンサー及びガス配管(以下「ディスペンサー等」という。)を給油空地に設置できることとする。[規則 § 27-3⑧柱書き]

※2 軽油は、引火点が50℃程度であり(ガソリンはマイナス40℃程度)、仮に、流出した軽油が圧縮天然ガスを充填している場所に達したとしても、火災になる危険性が低いことを踏まえ安全対策を義務づける対象から除外。

(1) ガソリン等(軽油を除く。以下同じ)の流出防止対策

- ① 非ラッチオープンノズル(※3)又は脱落時に給油を自動的に停止する構造及び緊急離脱カップラー(※4)を有するラッチオープンノズルの使用[規則 § 27-3⑧一イ、ロ]

※3 手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えた給油ノズルをラッチオープンノズル、備えていない給油ノズルを非ラッチオープンノズルという。

※4 固定給油設備のホースに一定以上の引張力が加わった際に、ホースが安全に分離し、分離した部分からの危険物の漏えいを防止するもの。

- ② 満量停止装置を有する給油ノズルの使用[規則 § 27-3⑧一ハ]

- ③ 1回の連続した給油量の制限[規則 § 27-3⑧一ニ]

- ④ 固定給油設備の転倒時の流出防止措置[規則 § 27-3⑧一ホ]

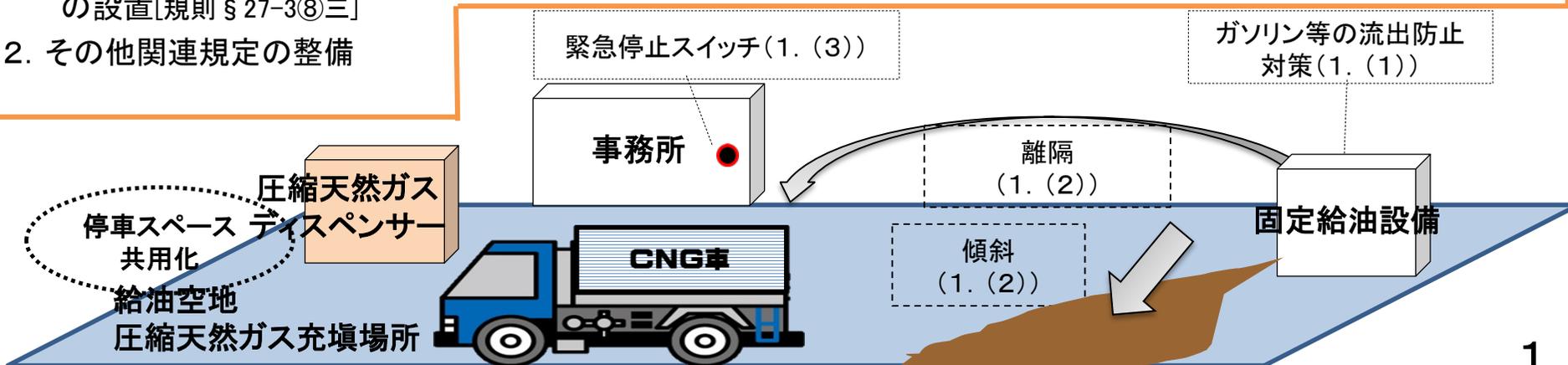
(2) 圧縮天然ガス自動車下部等へのガソリン等の流入防止対策

ガソリン等流出時に天然ガス自動車の下部、ディスペンサー又はガス配管にガソリン等が達するのを防止する措置(傾斜及び離隔等)。[規則 § 27-3⑧二]

(3) 火災等緊急時の安全対策

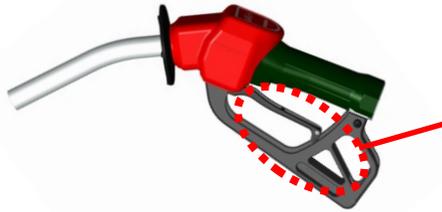
緊急停止スイッチ(給油取扱所内のすべての固定給油設備等への危険物の供給を一斉に停止するための装置)の設置[規則 § 27-3⑧三]

2. その他関連規定の整備



設備の安全対策例

手動開閉装置を備えたノズル

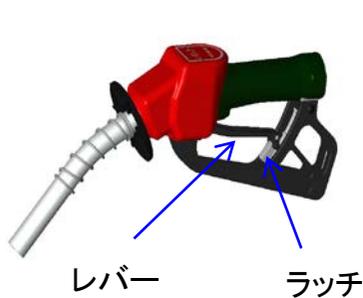


提供：日本ガソリン計量機工業会

手動開閉装置

ラッチオープンノズル

手動開閉装置を開放状態で固定できるノズル。
ラッチオープンノズルを使用する場合、脱落時に給油を自動的に停止する構造とし、緊急離脱カプラー等の設置が必要となる。



レバー

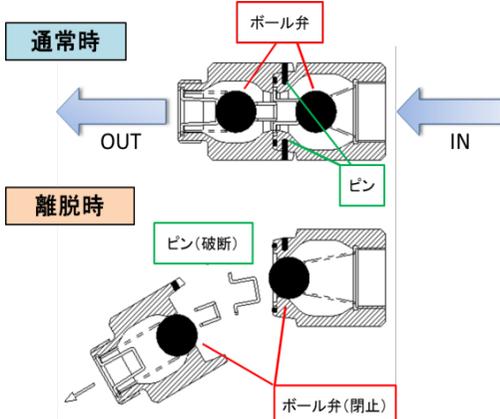
ラッチ



ラッチオープン状態
(レバー固定)

緊急離脱カプラー

固定給油設備のホースに一定以上の引張力が加わった際に、せん断ピンが分離することで、ホースが分離し、上流側も下流側も弁が閉止する。



引張り

提供：日本ガソリン計量機工業会

緊急停止スイッチ

危険物の供給を緊急に停止する装置であり、速やかに操作することができる箇所に設置する必要がある。



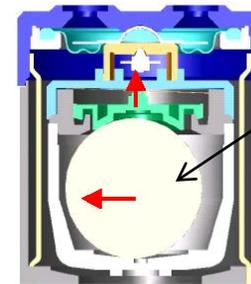
固定給油設備付近に設置した例



事務所の出入口付近の壁に設置した例

転倒した場合の漏えい拡散防止措置

転倒の際に30°以上傾くと作動する。また、震度5強以上の揺れを一定時間感知して自動的に給油を停止する装置。



鋼球

揺れにより鋼球が動き、給油が停止する仕組み。

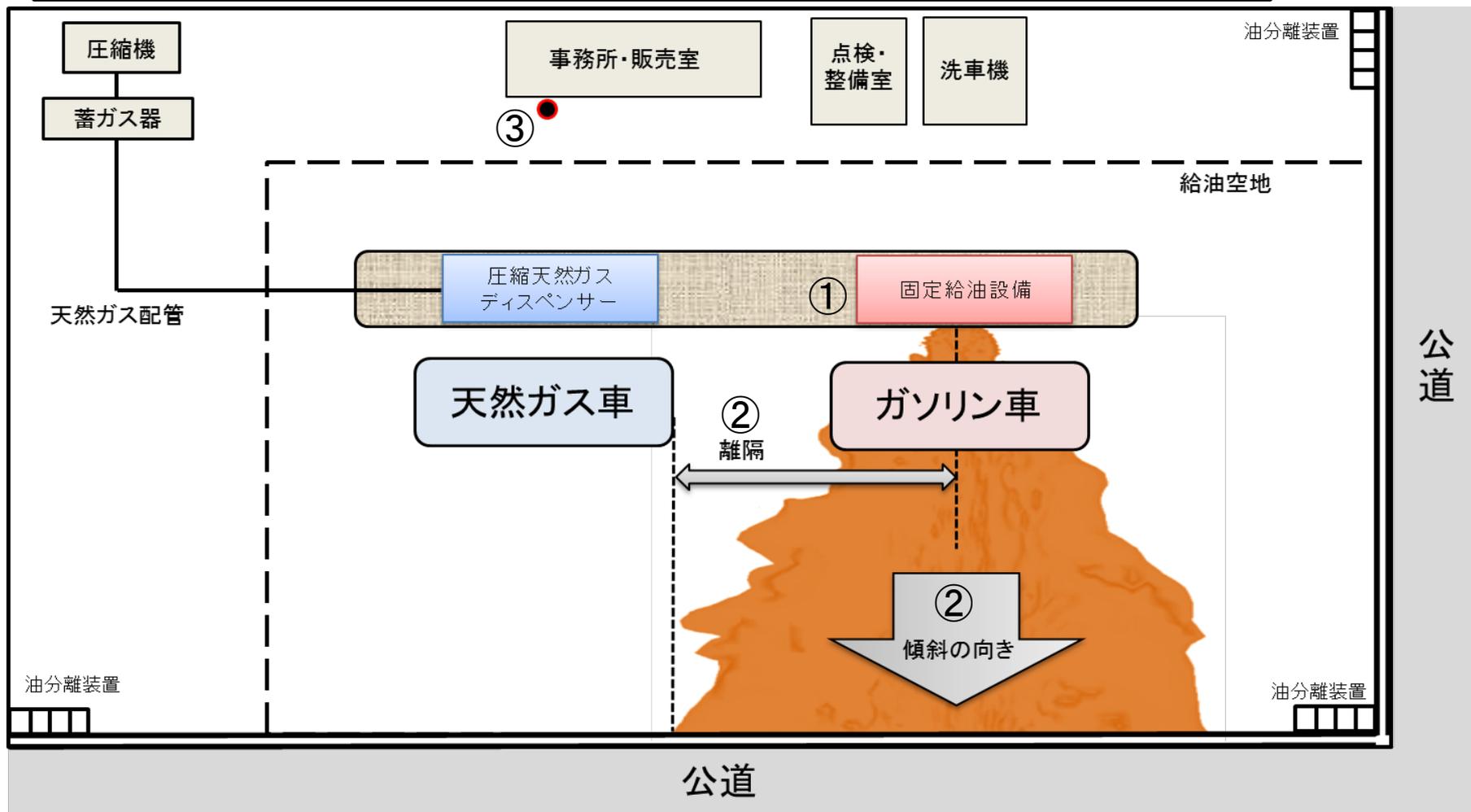
構造例

提供：日本ガソリン計量機工業会

停車スペース共用化した場合の給油取扱所内全体図(イメージ)

①<ガソリン等の流出防止対策>規則第27条の3第8項第1号

- 非ラッチノズル又は脱落時に給油を自動的に停止する構造及び緊急離脱カプラーを有するラッチオープンノズルの使用
- 満量停止装置を有する給油ノズルの使用
- 1回の連続した給油量の制限
- 転倒時の流出防止措置



②<圧縮天然ガス自動車下部等へのガソリン等の流入防止対策>規則第27条の3第8項第2号

- 地盤面に傾斜を設けること及び離隔の確保 等

③<火災等緊急時の安全対策>

規則第27条の3第8項第3号

- 緊急停止スイッチの設置